

医療税務 つつしん

No.110

株式会社 ムトウ コンサルティング統括部
札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>
令和5年8月

Q1

買手が購入代金の支払いに当たって、銀行の振込手数料を差し引いて振り込んでくる慣習がある場合、インボイス制度が始まるとどう考えて対応すればいいのでしょうか。

A

ポイント

1. インボイス制度開始日である令和5年10月1日以降、売手が負担する銀行の振込手数料に関するインボイス対応で、実務処理が煩雑になるのではないかと懸念がありました。
2. 令和5年度税制改正では、少額な返還インボイスの交付義務免除をはじめとして、売手負担の振込手数料について帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置を講じています。

1 インボイス制度開始後の売手負担の振込手数料を売手の値引きとした場合の処理

売手負担の振込手数料について、消費税法上、売手が値引きを行った（売上げに係る対価の返還等を行った）という考え方と、売手にとって課税仕入れに当たる（売手の負担すべき振込手数料を買手が立て替えた）という考え方があります。

- ① 売手値引きとした場合、買手が課税事業者であるときは、売手から買手に対して適格返還請求書の交付義務が生じることになり、実務上の煩雑さに対する懸念が上がっていました。
- ② 令和5年度税制改正による「少額な返還インボイスの交付義務免除」

売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合は、その適格返還請求書の交付義務を免除するとされました。

この改正はすべての事業者対象で、適用期間も適用期限もない恒久的な措置となります。

- ③ 例えば、「売手の税込22万円の売掛金に対して、買手が振込手数料税込770円を控除して219,230円入金してきたとき」を例にすると、右記の仕訳（税抜経理）を行い、帳簿に現行と変わらない記載事項により売上税額から対価の返還等に係る消費税額の控除が認められます。

【帳簿の記載事項】

- 売上げに係る対価の返還等を受けた者の氏名又は名称
- 売上げに係る対価の返還等を行った年月日
- 売上げに係る対価の返還等の内容
- 売上げに係る対価の返還等をした金額

よって、多くの事業所で売手が値引きを行ったという考え方に立って処理することになると予想されます（少額な返還インボイスの交付義務免除適用により事務負担が増えない）。

売手の取引仕訳（例）

現預金	219,230	売掛金	220,000
売上	700		
仮受消費税等	70		

買手の取引仕訳（例）

買掛金	220,000	現預金	219,230
		仕入	700
		仮払消費税等	70
支払手数料	700	現預金	770
仮払消費税等	70		

2 売手負担の振込手数料を売手の課税仕入れとした場合の処理

- ① 売手の課税仕入れとした場合、売手が負担すべき振込手数料を買手が立替払いしと整理することになりますが（買手において振込手数料に係る経費の計上はない）、売手が仕入税額控除を行うためには、買手が金融機関から受領した振込サービスに係る適格請求書と買手が作成した立替金精算書の交付を受け保存する必要があります。

このような実務負担の生じる処理は選択されないものと思われるが、次の②、③に該当する場合には右記のような仕訳処理で、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

- ② 令和5年度税制改正による「中小事業者の少額取引に係る事務負担の軽減措置」（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間の課税仕入れに係る支払対価の額（税込価額）が1万円未満の取引については、インボイスの保存がなくても一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。

6年間の期間限定措置ではあるものの、該当する規模の事業者であればこの特例を適用して、帳簿のみの保存により仕入税額控除を行う対応の可能性もあります。

- ③ また、買手が金融機関のATMを利用して3万円未満の振込をした場合には、適格請求書の交付が困難な取引として「自動販売機特例」が適用されますので適格請求書及び立替金精算書ともに不要となり、売手において帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められます。この場合、課税仕入れの相手方となる振込が行われた金融機関の名

称やA T Mを使って振り込まれたものであることを買手に確認して、その旨の記載が必要です（例：「自動販売機特例〇〇銀行〇〇支店A T M」）。買手がどのような方法で振り込んだかを売手がその都度確認することは実務上煩雑ですので、売手の課税仕入れとする方法は難しい面があると考えられます。

なお、財務省の「インボイス制度の負担軽減措置のよくある質問とその回答」（問18）で、売手が負担する振込手数料を、会計上は支払手数料として処理し、消費税法上は対価の返還等と取り扱うことは差し支えない旨が明らかにされました。これにより会計上売上の減額処理をしないで支払手数料としても、消費税コードを対価の返還等とすることもできることになります。

Q2

租税特別措置はどれくらいの法人が利用して、どのような租税特別措置が多く利用されていますか。また、医療関係の租税特別措置の利用状況はどうなっていますか。

A

ポイント

1. 令和3年度、租税特別措置を利用した法人は142万法人で、措置81項目について延べ222万件の利用があり、最も多く使われたのは、「中小企業者等の法人税率の特例」、次いで「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」です。
2. 医療関係では、「医療用機器等の特別償却」が最も多く利用されています。

1 租税特別措置の適用実態調査報告書にみる適用件数の多いもの

(1) 財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

- ① 財務省は、毎年法人税関係の租税特別措置の適用件数、適用額を取りまとめ国会に報告していますが、令和3年度（3年4月1日から4年3月31日までに終了した事業年度）の適用額明細書の提出があった法人数は1,423,544法人（内資本金1,000万円以下の法人は1,199,919法人で84%を占める）で適用件数は特別措置81項目について2,225,386件です。
- ② 令和3年度以前3年間について、適用件数上位10措置の適用件数、適用額を一覧表にまとめたものが(2)の表です。
- ③ 適用件数の順位は各年度とも概ね同様で、中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則：19%）とする「中小企業者等の法人税率の特例」が適用件数、適用額ともに圧倒的に多く、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」が続ぎ、上位10措置の中に中小企業者等向けが6措置と多く利用されています。

(2) 租税特別措置の適用件数上位10措置一覧

順位	措置名	年度	適用件数	適用額(億円)	順位	措置名	年度	適用件数	適用額(億円)
1	「中小企業者等の法人税率の特例」	3年度	1,034,827	42,533	6	「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却」	3年度	23,201	1,934
		2年度	992,154	39,175			2年度	22,894	1,999
		元年度	989,251	39,226			元年度	25,591	2,338
2	「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」	3年度	665,130	3,751	7	「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例」	3年度	19,514	105
		2年度	643,069	3,607			2年度	17,933	104
		元年度	586,013	3,415			元年度	17,136	64
3	「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」	3年度	257,711	3,144	8	「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却」	3年度	16,266	4,885
		2年度	230,962	2,780			2年度	15,742	4,742
		元年度	214,271	2,549			元年度	17,325	5,685
4	「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）」	3年度	138,063	2,430	9	「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」	3年度	9,707	6,527
		2年度	99,355	1,650			2年度	9,230	5,053
		元年度	129,831	2,289			元年度	9,726	5,574
5	「中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除」	3年度	28,656	186	10	「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除」	3年度	7,653	115
		2年度	26,166	163			2年度	7,337	96
		元年度	28,339	183			元年度	8,834	139

2 医療関係の租税特別措置の利用状況

上記報告書から、医療関係上位3租税特別措置の年度別適用件数、適用額は右の表の通りです。

適用件数では、「医療用機器等の特別償却」が一番多く536件で年度別では久しぶりに大きく増加に転じていますが、「特定の医療法人の法人税率の特例」は195件で前年比やや減少、「社会保険診療報酬の所得の計算の特例」は50件で前年比11件減少しています。

措置名	年度	適用件数	適用額(億円)
「医療用機器等の特別償却」	3年度	563	25
	2年度	451	18
「特定の医療法人の法人税率の特例」	3年度	195	404
	2年度	200	350
「社会保険診療報酬の所得の計算の特例」	3年度	50	4
	2年度	61	4